

令和7年度

「内灘町復興まちづくり計画推進支援業務」  
公募型プロポーザル実施要領

令和7年4月  
内 灘 町

# 「内灘町復興まちづくり計画推進支援業務」公募型プロポーザル実施要領

## 1 目的

本業務は、令和6年1月1日に発生した能登半島地震による液状化被害を受けた地域を対象に、内灘町災害復興計画（まちづくり計画）に位置づけられた各取組について、事業化に向けた具体的な検討や地域住民や関係機関との協議を支援することを目的とする。

## 2 契約の概要

### (1) 業務名

内灘町復興まちづくり計画推進支援業務

### (2) 業務内容

別紙「内灘町復興まちづくり計画推進支援業務 特記仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

### (3) 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

### (4) 提案上限額

60,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

## 3 参加資格要件

### 3-1 単独企業による参加

審査日において、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 令和7・8年度内灘町競争入札参加資格を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないものであること。
- (3) 本プロポーザルへの申込時点で、内灘町入札参加資格者指名停止措置要領（平成19年内灘町告示第60号）に定める指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律225号）に基づく再生手続の申立てをしていないこと。
- (5) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者  
 エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者  
 オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

### 3-2 共同企業体による参加

以下の条件をすべて満たしていること。

- (1) 代表者 及び各構成員は、上記 3-1 の (1) から (5) までの全ての条件を満たすこと。
- (2) 各構成員は、本プロポーザルに関して他の共同企業体の構成員となっていないこと。
- (3) 出資比率が最大の者が共同企業体の代表者であること。また、各構成員の出資比率は30%以上とすること。

## 4 実施手順

本プロポーザルは、下表のスケジュールで、参加申込書類による参加資格要件の審査、企画提案書等に基づく審査委員会による審査により、優先契約候補者 1 者を選定する。

内容	期間等
実施要領等の公表	令和 7 年 4 月 1 2 日 (土) 町ホームページに掲載
質問書の提出期限	令和 7 年 4 月 2 2 日 (火) 午後 5 時まで
質問への回答	令和 7 年 4 月 2 5 日 (金) までに E-mail により通知
参加申込期限	令和 7 年 5 月 1 日 (木) 午後 5 時まで
参加資格審査結果の通知	令和 7 年 5 月 7 日 (水) までに通知
企画提案書等提出期限	令和 7 年 5 月 1 9 日 (月) 正午まで
提案プレゼンテーションの開催 (審査委員会)	令和 7 年 5 月 2 0 日 (火)
審査結果の通知	令和 7 年 5 月下旬に通知
契約締結	令和 7 年 5 月下旬予定

## 5 質問の受付及び回答

### (1) 受付期間

令和 7 年 4 月 2 2 日 (火) まで

(2) 受付先

「12 問合せ先」に記載のとおり

(3) 受付方法

質問書（様式 3）に質問内容を記載の上、E-mail により提出すること。

(4) その他

質問に対する回答は、質問があった場合のみ、令和 7 年 4 月 25 日（金）までに電子メールにより通知する。

6 参加申込手続

(1) 受付期間

令和 7 年 4 月 25 日（金）から 5 月 1 日（木）まで（土・日・祝日を除く。）

(2) 受付時間

午前 9 時から午後 5 時まで

(3) 提出書類

- |  |     |
|--|-----|
| ア 参加申込書兼誓約書（様式 1）  | 1 部 |
| イ 業務実績調書（様式 2）   | 1 部 |
| ウ 会社概要書（様式自由：パンフレット可）                                    | 1 部 |
| オ 共同企業体により受託する意思を明確にした覚書（契約当事者となる幹事社及び構成員の記名押印した書面であること） | 1 部 |
- ※共同企業体により参加申し込みをする場合のみ

(4) 受付先

「12 問合せ先」に記載のとおり

(5) 申込方法

上記(4)に直接又は E-mail、郵送（期限内必着）で提出すること。

7 企画提案書等の受付

(1) 受付期間 令和 7 年 5 月 7 日（水）から 5 月 19 日（月）まで（土・日・祝日を除く。）

(2) 受付時間 午前 9 時から午後 5 時まで

(3) 提出書類

- |                  |                |
|------------------|----------------|
| ア 企画提案書表紙（様式 4）  | 正本 1 部、副本 12 部 |
| イ 企画提案書（様式自由）    | 正本 1 部、副本 12 部 |
| ウ 実施体制調書（様式 5）   | 正本 1 部、副本 12 部 |
| エ 参考見積書（様式 6）    | 正本 1 部、副本 12 部 |
| オ 参考業務費内訳書（様式自由） | 正本 1 部、副本 12 部 |

(4) 受付先 「12 問合せ先」に記載のとおり

(5) 受付方法

上記(4)に直接又は郵送（期限内必着）で提出すること。

(6) その他

- ア 上記(3)オには、(3)エの内訳を記載すること。
- イ 書類一式をファイリングして提出すること。

8 参加申込み及び企画提案の無効

- (1) 3に定める参加資格要件を満たさないものが提出した提案は、無効とする。
- (2) 申込みに必要な書類等が次のいずれかに該当する場合は、無効とする。
  - ア 提出期限、提出場所、提出方法等に適合しないもの
  - イ 企画提案書の内容が、当該実施要領に定める要件に適合しないもの
  - ウ 記載又は押印すべき事項について、記載又は押印がないもの
  - エ 記載すべき事項以外の事項が記載されているもの（自由提案を除く。）
  - オ 虚偽の内容が記載されているもの
- (3) 審査の透明性・公平性を害する行為があったものが提出した提案は、無効とする。
- (4) 前3号に定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為があったものが提出した提案は、無効とする。

9 審査

(1) 参加資格要件の審査及び結果の通知

参加申込書類により、本プロポーザルへの参加資格の有無を審査する。  
参加資格要件の審査結果は、令和7年5月7日（水）までに応募者全員に本人の結果のみを書面で通知する。  
※プレゼンテーションの日程については当該通知に合わせて通知する。

(2) プロポーザル審査委員会

企画提案書等及び当該企画提案書によるプレゼンテーションを基に優先契約候補者1者を選定する。

ア 審査の方法

審査委員会の各委員が評価を行い、委員全員の点数総計の高い順に順位を付け、1位の提案者を優先契約候補者として選定する。ただし、点数総計が同点の場合は、審査委員の合議により順位を決定する。

(※評価基準は次頁の参照)

イ 審査結果の通知

審査の結果については、令和7年5月下旬を目途に、参加者全員に本人の結果のみを書面で通知する。

(3) その他

審査の結果、ふさわしい企画提案がない場合は、該当者なしとする場合があり、再度選定の機会を設ける場合がある。

企画提案書審査項目一覧表

審査項目		審査基準	
1	業務実施体制（5点）	高度な資格を有し、本業務を遂行するための人員体制がしっかりと確立されているどうかを評価する。	
2	業務実績 （30点）	地域精通実績 （15点）	過去10年において、内灘町に関連するまちづくり関連計画の策定業務に携わった実績の有無を評価する。（※1）
		災害関連業務の実績 （15点）	過去10年において、国や地方公共団体が発注する震災復興に係る計画の策定業務に携わった実績の有無を評価する。（※2）
3	業務実施方針 （50点）	仕様書内容に沿った業務を遂行する際の実施方針を評価する。 より具体的かつ効果的と考えられる実施方針の有無を評価する。	
4	策定スケジュール（10点）	委託期間内に適切に業務が遂行できる、実現性のある妥当な作業スケジュールとなっているかを評価する。	
5	費用（5点）	業務の見積価格 ※最低見積価格を100点で評価し、他の見積価格は相対評価点とする $(100 - (\text{当該見積価格} / \text{最低見積価格} - 1) \times 100)$	

※1：以下の実績がある者を優位に評価する。

- ①内灘町における災害復興計画または都市計画関係の業務実績がある（立地適正化計画、都市計画マスタープラン、総合計画）
- ②内灘町におけるその他の計画策定の業務実績がある

※2：以下の実績がある者を優位に評価する。

- ①石川県内での液状化被害に関する復興計画策定支援の業務実績がある
- ②石川県内での復興計画策定支援に関連する業務実績がある
- ③全国における復興計画策定支援に関連する業務実績がある

## 10 契約

- (1) 選考により、選定された優先契約候補者と契約の交渉を行う。
- (2) 候補者として特定されたことをもって契約締結が確定されるわけではなく、仕様の協議により訂正・追加・削除を行い、確定した後に当該仕様内容において見積書を徴し、契約を締結するもの。
- (3) 候補者に事故等があり、見積書の徴収が不可能となった場合は、次席者を契約の交渉、見積書の徴収の相手方とする。

## 11 その他

- (1) 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、申込者の負担とする。
- (2) 提出された書類の返却は、行わないものとする。
- (3) 提出期限後の書類の追加、差替え及び再提出は認めないものとする。
- (4) 選定結果に対する問合せ及び審査結果に対する異議申立ての受付は、一切行わないものとする。
- (5) 提出された書類は、内灘町情報公開条例（平成 16 年内灘町条例第 21 号）に規定する非開示事由を除き公開の対象となるものとする。

## 12 問合せ先

〒920-0292

石川県河北郡内灘町字大学1丁目2番地1 内灘町役場2階

内灘町都市建設部企画課復興推進室

電話 076-286-6727

FAX 076-286-0609

E-mail: kikaku@town.uchinada.lg.jp